

さやま子育て支援ネットワーク規約

(総 則)

第1条 この規約は、狭山市内の子育て支援関係者等で作るネットワークの設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 このネットワークの名称は、さやま子育て支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）とする。

(目 的)

第3条 ネットワークは、子育てを支援する事業者、NPO、ボランティア団体等（以下この条において「子育て支援団体等」という）の情報交換及び相互交流を行うことにより、子育て支援団体等の相互連携及び活動の充実並びに資質向上を図り、もって、市民協働による子育てしやすいまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する情報の収集及び提供
- (2) 交流会・情報交換会の開催
- (3) 子育て支援に関するスキル向上のための研修会等の開催
- (4) 「さやま子どもフェスタ」の開催
- (5) 子育て支援者や専門家の育成
- (6) その他、ネットワークの目的達成のために必要な活動

(構成員)

第5条 ネットワークは、次の各号に掲げる法人、団体等（以下「構成員」という。）で構成する。

- (1) 子育て支援に関する事業を実施する法人又はボランティア団体
- (2) 子育て支援に関する事業を実施する個人又は子育て支援に関する知識経験者
- (3) 子育て支援に関する事業を実施する施設の設置者及び運営者
- (4) その他ネットワークの趣旨に賛同する者

(構成員の登録等)

第6条 ネットワークに加入しようとする者は、構成員として登録しなければならない。

- 1 構成員の登録に当たっては、役員会で承認を得るものとする。
- 2 構成員がネットワークに登録し、又は退会しようとするときは、代表に対し、登録届又は退会届を提出しなければならない。
- 3 ネットワークに登録された構成員に関する情報は、当該構成員の了承を得て、構成員に公開することができる。
- 4 構成員は、ネットワーク活動により得た個人情報、個人の上承なく他人に漏らしてはならない。退会した後も、また、同様とする。

(会 費)

第7条 会費は年会費とし、一の構成員につき500円とする。

(役員等)

第8条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名以内
- (3) 会計 2名以内
- (4) 書記 1名
- (4) 運営委員 若干名

1 ネットワークに、会計を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、役員以外の者から選出する。

(役員を選出及び任期)

第9条 役員は、定例会において構成員の互選により選出する。

1 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

3 補充役員の承認は、役員会の承認をもって行えるものとする。

(役員職務)

第10条 役員は次の職務を行う。

(1) 代表は、ネットワークを代表し総括するとともに、総会及び役員会を招集し、議長となる。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 運営委員は、代表及び副代表を補佐するとともに、事務局と連携し、ネットワークの円滑な運営及び構成員間の連絡調整にあたる。

(4) 会計は、ネットワークの会計の出納事務にあたる。

(会議)

第11条 ネットワークは、ネットワーク運営に必要な事項を決定し、ネットワークが実施する事業を円滑に実施するため、総会及び役員会を開催する。

(総会)

第12条 総会は、定例会及び臨時会とし、構成員で組織する。

1 構成員が総会に出席しようとするときは、事務局に対し、出席者名簿を提出しなければならない。

2 構成員が個人以外の場合は、代表に対し、当該構成員を代表する者を届け出なければならない。

3 総会は、構成員(構成員が個人以外の場合は、当該構成員を代表する者の数)の過半数の出席をもって成立する。

4 定例会は、毎年度1回開催し、臨時会は、必要に応じて開催する。

(総会の議決内容)

第13条 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業の実施結果及び収支決算

(3) 役員を選任または解任

(4) 規約の変更

(5) その他、ネットワークの運営上、構成員の同意が必要な事項

1 総会の議決は、前条第4項に定める出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(役員会)

第14条 役員会は、第8条に定める役員をもって構成する。

1 役員会は、総会の議案の作成、事業の企画立案、その他ネットワークに必要な基本的事項について、審

議し、又は決定する。

(専門チーム)

第15条 ネットワークに、事業の実施その他活動に必要な事項に関し、検討及び調査し、又は事業を運営し若しくは活動を行なうため、専門チームを設置することができる。

2 専門チームは、役員会の提案に基づき、総会の同意を得て設置する。

3 専門チームのメンバーは、構成員の中から役員会において選任する。

4 専門チームのメンバーは、必要に応じ、構成員以外の者から臨時のメンバーを加えることができる。

(経費)

第16条 ネットワークの経費は、年会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 ネットワークの事務局は、狭山市総合子育て支援センターに置く。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

1 テントウエイト等は、狭山市立中央児童館の倉庫に保管する。

2 別の目的でテントウエイト等を使用する場合は、代表の許可を得なければならない。

附 則

この規約は、平成24年5月26日から施行する。ただし、第18条の規定中「狭山市総合子育て支援センター」とあるのは、施行の日から平成24年7月17日までの間は、「狭山市乳幼児情報センター」とする。

附 則

この規約は、平成25年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。